

# 久留米市廃棄物（ごみ）受入基準

令和5年7月1日改正

久 留 米 市 環 境 部

## I 総 則

### 1. 目的

この受入基準は、市民及び事業者が廃棄物（ごみ）を久留米市のごみ処理施設（以下「処理施設」という。）へ自ら搬入（以下「自己搬入」という。）する場合並びに家庭から出たごみの運搬を市民から委託を受けた者又は事業所から出たごみの運搬を事業者から委託を受けた者（以下「本市許可業者」という。）が搬入する場合について、廃棄物（ごみ）受入れの適正化を図るために必要な事項を定める。

### 2. 搬入物

処理施設に搬入できるごみは、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のみとする。

### 3. 搬入条件

処理施設の自己搬入及び本市許可業者による搬入に関する基本的条件は「Ⅱ 搬入条件」のとおりとする。

### 4. 搬入禁止物

処理施設への自己搬入及び本市許可業者による搬入をしてはならない廃棄物は、「Ⅲ 搬入禁止物」のとおりとする。

### 5. 火災ごみの受入れ条件

火災ごみの受入れの条件については、「Ⅳ 火災ごみの受入れ」のとおりとする。

### 6. 田主丸地域からの搬入

田主丸の施設では受け入れていない品目について、処理施設において受け入れを行うものとする。なお、搬入の条件等については、この基準のとおりとする。

### 7. その他

この受入基準に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

※ 搬入注意事項

1. 粗大ごみを除き、久留米市の指定袋に入れて搬入すること。
2. 搬入車両がトラック等で覆いの無い場合には、ごみ等が飛散、落下しないようにシートをかけること。
3. 2 t以上の車両で搬入する場合は、原則2名以上で搬入すること。
4. 搬入車両は4 t車までとする。(ただし、車両が9 mを超える場合は、搬入不可。)
5. ごみ処理施設内においては、その管理者の指示に従うこと。
6. 搬入物の内容が確認できない場合は、袋等を開封して搬入物を確認することがあるので協力すること。
7. 次のいずれかに該当すると認めた場合は、搬入者にごみの持ち帰り、搬入停止その他必要な指示をする。
  - (1) ごみの発生場所が本市以外であることが判明した場合
  - (2) 搬入禁止物を搬入しようとした場合
  - (3) 可燃性ごみと不燃性ごみや資源物の区別をしないで搬入しようとした場合
  - (4) 搬入の承認を受けずに搬入しようとした場合
  - (5) 搬入物を偽って搬入しようとした場合
  - (6) 転落防止対策等安全措施に従わなかった場合
  - (7) その他施設管理者の指示に従わなかった場合

## II 搬入条件

各施設の搬入条件については下記のとおりとする。また、搬入を制限するものについては別表1のとおりとする。

### 1. 宮ノ陣クリーンセンター

#### <焼却及び破碎選別施設>

搬入品目	①可燃ごみ ②可燃性粗大ごみ ③不燃ごみ ④不燃性粗大ごみ ⑤金属性粗大ごみ ⑥有害ごみ（蛍光管・乾電池・鏡）
搬入条件	①指定袋に入れて搬入する。 ②指定袋に入らないものは粗大ごみとする。 ③可燃性粗大ごみは、長辺2.5m厚み15cm以下とする。 ④不燃性粗大ごみは、2m×1m×0.6m以下とする。 ⑤リサイクル可能なカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック・小金属・小型家電・古紙は除く。
搬入場所	①可燃ごみピット ②可燃ごみダンピングボックス ③可燃性粗大ごみ貯留ヤード ④不燃ごみダンピングボックス ⑤不燃性粗大ごみ貯留ヤード

#### <リサイクル棟>

搬入品目	①カン ②ビン ③ペットボトル ④容器包装プラスチック ⑤小金属・小型家電
搬入条件	カン、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチックは汚れていないもの。
搬入場所	各品目貯留ヤード

## 2. 上津クリーンセンター

### <焼却施設>

搬入品目	①可燃ごみ ②可燃性粗大ごみ ③有害ごみ（蛍光管・乾電池・鏡）
搬入条件	①指定袋に入れて搬入する。 ②指定袋に入らないものは粗大ごみとする。 ③粗大ごみは、長辺 2.5m 厚み 15cm 以下とする。 ④リサイクル可能なペットボトル・容器包装プラスチック・古紙は除く。
搬入場所	①可燃ごみピット ②可燃ごみダンピングボックス ③可燃性粗大ごみ貯留ヤード

### <機密文書リサイクル施設>

処理概要	機密文書
搬入条件	①リサイクル可能な機密文書で、事前に分別されているものとする。 ②電話で事前予約をすること。（予約時間厳守） ③シュレッダー処理に立ち会うこと。 ④1回の搬入量は 30 箱程度（約 300kg）までとする。
搬入場所	機密文書リサイクル施設

### Ⅲ 搬入禁止物

処理施設への搬入を禁止するものは、下記のとおりとする。

- (1) 有害性のもの。
- (2) 危険性のあるもの。
- (3) 引火性のあるもの。
- (4) 著しく悪臭を発するもの。
- (5) 特別管理一般廃棄物（感染性を除く）、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (6) 特定家庭用機器廃棄物及びパソコンリサイクル対象製品
- (7) 適正処理困難物（別表2）として指定したもの。
- (8) 土砂、石等
- (9) 液状のもの。
- (10) 「Ⅱ 搬入条件」に適合せず、処理施設で処理できないもの。

## IV 火災ごみの受入れ

火災ごみの受入れの条件は、下記のとおりとする。

### 1. 受入れできるごみ

#### (1) 燃やせるごみ

- ア 焼損又は水損した木製、紙類、プラスチック等の燃やせるごみ
- イ 破砕機にて処理できる大きさの焼損又は水損した燃やせるごみ
- ウ 専用住宅の家屋解体に伴う木材（焼損したものに限る。）

#### (2) 燃やせないごみ

焼損又は水損した金属・ガラス・陶器等の燃やせないごみ

### 2. 受入れできないごみ

#### (1) 処理困難物（コンクリート、瓦、外壁等）

#### (2) 受入基準に適合しないごみ

※ただし、処理施設において適正に処理できると判断した場合は受け入れる。

### 3. 搬入要領

搬入する前に現地調査が必要であり、搬入申請者の立会いのもと職員が現地にて搬入物の確認を行う。

なお、搬入に際しては、事前に搬入計画書の提出が必要である。

## 【搬入制限をする品目(可燃ごみ)】

	品目		制限量	
焼却能力による制限	野菜類、冷凍食品等		1回/日	250kgまで
			1塊	5kgまで
	草		3回/日	2t車
破砕機等の処理能力による制限	木材	直径15cm以下 長さ2.5m以下	3回/日	2t車
	竹	長さ2.5m以下	3回/日	2t車
	たたみ		2回/日	10枚/1回まで
	襖、障子		2回/日	20枚/1回まで
	ふとん、家具類		2回/日	—
焼却炉及び排ガスに 影響を及ぼすため制限	ポリ容器（家庭系のみ）		1回/日	20個まで
	プラスチック類（家庭系のみ）		1回/日	50kgまで
	タイヤ(自動車ホイールなし)（家庭系のみ）		1回/日	4本まで

※事業系のプラスチック等は産業廃棄物に該当するため家庭系のみとする。

## 【搬入制限する品目(機密文書)】

	品目		制限量	
シュレッダーの処理能力による制限	機密文書類	予約制 (事前分別、立会いが必要)	1回	30箱程度まで (300kg程度)

## 【搬入制限をする品目(不燃ごみ)】

	品目		制限量	
破砕機等の処理能力による制限	ブロック (事前聞き取り確認が必要)		1回/日	100kgまで (10個程度)
	瓦		1回/日	100kgまで (20枚程度)
	タイヤ(自動車ホイール付き)（家庭系のみ）		1回/日	4本まで

## 【搬入を禁止する品目(適正処理困難物)】

	品目	備考
施設で適正に処理できないもの	ロール状のもの (紙・ビニール)	燃え残りなど焼却に影響を及ぼすため
	枕木	破砕機での処理が不可能のため
	FRP製のもの	焼却に影響を及ぼすため
	バイク(51cc以上)	施設での処理ができないため
	ピアノ	施設での処理ができないため
	消火器	危険物のため
	金庫	施設での処理ができないため
	グラスウール(断熱材)	施設での処理ができないため